

常滑市建設工事等に係る入札参加者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、建設工事に係る測量、調査、設計等その他の委託、物品等の購入（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定等に関する取扱いを定めるものとする。

(指名競争入札の入札者の選定基準)

第2条 建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事に係る指名競争入札の入札者を選定しようとするときは、入札参加資格者名簿に登録された者の中から、常滑市建設工事請負業者格付要領第7条に規定する格付基準をもとに、設計金額に応じ別表に定める指名基準により、それぞれの等級に対応する業者を選定するものとする。ただし、指名業者数が別表の選定業者数に満たない場合その他必要がある場合は、当該発注工事における等級の1級上位又は1級下位の等級の業者を含めて選定することができる。

2 前項に規定する各工事以外の工事の業者については、法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評定値を勘案して5社以上選定するものとする。

3 業者の選定にあたっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、中小企業者（常滑市中小企業振興基本条例第2条第2項に該当する業者をいう。）の優先的指名に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するとともに、各会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにしなければならない。

(1) 入札参加資格者名簿に登録した日（以下「登録日」という。）以降における不誠実な行為の有無

(2) 登録日以降における経営状況

(3) 登録日以降における履行実績

(4) 当該建設工事等に対する地理的条件

(5) 手持ち建設工事等の状況

(6) 当該建設工事等の履行についての技術的適性

(7) 登録日以降における安全管理の状況

(8) 登録日以降における労働福祉の状況

(選定基準の特例)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、選定基準にかかわらず、業者を選定することができる。

(1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で施行し、完了する必要があるとき。

(2) 特定の機械又は技術を必要とするとき。

- (3) 特異な建設工事等のとき。
 - (4) その他特に必要があると認めるとき。
- (発注工事の設計業務に関連する業者の選定)

第4条 委託設計に係る工事についての業者の選定にあたっては、当該工事の設計業務受託者又は当該受託者と資本、人事面等において関連があると認められる業者は、原則として選定しないものとする。

(随意契約の見積者の選定基準)

第5条 随意契約の見積者の選定は、入札参加資格者名簿に登載された者の中から、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(指名選定除外)

第6条 常滑市指名停止取扱要綱第4条の規定による指名停止期間中の業者については、指名選定の対象から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指名基準

指名基準	土木一式工事		建築一式工事		舗装工事		造園・水道施設工事
	設計金額	選定業者数	設計金額	選定業者数	設計金額	選定業者数	
A	1,500万円以上	5社以上	2,000万円以上	5社以上	1,000万円以上	5社以上	設計金額にかかわらず、A及びB業者の中から5社以上選定する。ただし、必要のある場合はC業者を含めて選定することができる。
B	300万円以上 5,000万円未満	5社以上	300万円以上 5,000万円未満	5社以上	300万円以上 3,000万円未満	5社以上	
C	1,000万円未満	5社以上	1,000万円未満	5社以上	500万円未満	5社以上	

備考 1 選定業者数が5社に満たない場合は、1級上位又は1級下位の等級業者を含めて選定することができる。

2 土木一式工事について、格付Aの選定業者数が5社に満たない状況が発生した場合は、格付B業者のうちから常滑市総合点数の上位の業者を、不足する業者数1社につき3社補充して選定するものとする。